

火災保険構造級別判定シート

住宅物件用

ご契約期間開始日
2017年1月以降用

建物の構造を、住宅物件では「M構造・T構造・H構造」に分類します。
分類した構造は、保険料を決定するための要素の1つとなります。
建物の柱の部材等から構造を判定してください。

柱の部材等

- コンクリート造
- コンクリートブロック造
- れんが造
- 石造
- 耐火建築物^{注1}
- 耐火構造建築物^{注1}

- 鉄骨造
- 準耐火建築物^{注1}
- 特定避難時間倒壊等防止建築物^{注1}
- 省令準耐火建物^{注2}

木造など、左記に該当しない部材等
(M構造、T構造の確認ができない建物を含みます。)

マンション等の共同住宅ですか?
はい いいえ

構造級別

M構造

T構造

H構造

K構造

H構造と判定された物件について
今回判定した構造が「H構造」となる建物のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により「K構造」となる場合があります。取扱代理店または弊社にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご用意いただきますようお願いいたします。

注1 耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物の確認について

①建築基準法に定められた耐火性能を有する建物であるかどうかの確認を行います。確認資料として**建築確認申請書(写)**をご用意ください。

- 建築確認申請書(写)第四面【5.耐火建築物等】欄に「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「準耐火建築物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」等の記載またはチェックがありますか?
記載が「その他」の場合は、その建物がどちらにも該当していないことを表しています。
- 建築確認申請書(写)がない場合は、建築確認済証または建築確認通知書もしくは設計仕様書等で確認できる場合があります。

②4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている鉄骨造建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料のご提出は不要です。

- ※1 告示仕様の耐火構造建築物の場合は、「耐火」と「耐火構造建築物」の両方にチェックがあります。
- ※2 告示仕様の特定避難時間倒壊等防止建築物の場合は、「準耐火」と「特定避難時間倒壊等防止建築物」の両方にチェックがあります。
- ※3 大臣認定の場合は、「耐火構造建築物」または「特定避難時間倒壊等防止建築物」のどちらか一方にチェックがあります。

【参考】建築確認申請書(写)第四面

建築物別概要		(第四面)	
【1. 番号】		具体的用途	
【2. 用途】	(区分) (区分)		
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【4. 構造】	不 造 一部 造		
【5. 耐火建築物等】	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 耐火構造建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火イ-1 <input type="checkbox"/> 準耐火イ-2 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火ロ-1 <input type="checkbox"/> 準耐火ロ-2		
【6. 階数】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物 <input type="checkbox"/> その他		

チェックがある場合は、耐火建築物となります。(※1) (※3)
いずれかにチェックがある場合は、準耐火建築物となります。(※2) (※3)
チェックがある場合は、耐火構造建築物となります。(※1) (※3)
チェックがある場合は、特定避難時間倒壊等防止建築物となります。(※2) (※3)

注2 省令準耐火建物の確認について

省令準耐火建物とは、住宅金融支援機構(旧 住宅金融公庫)の定める仕様で建てられた、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる性能を有した建物です。

- 同機構の定める「まちづくり省令準耐火構造」は、ここでいう「省令準耐火建物」とは異なりますのでご注意ください。
- この構造は、設計仕様書・建物パンフレット等または住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。
- 左記に記載の「建築確認申請書(写)」等では確認することができませんのでご注意ください。



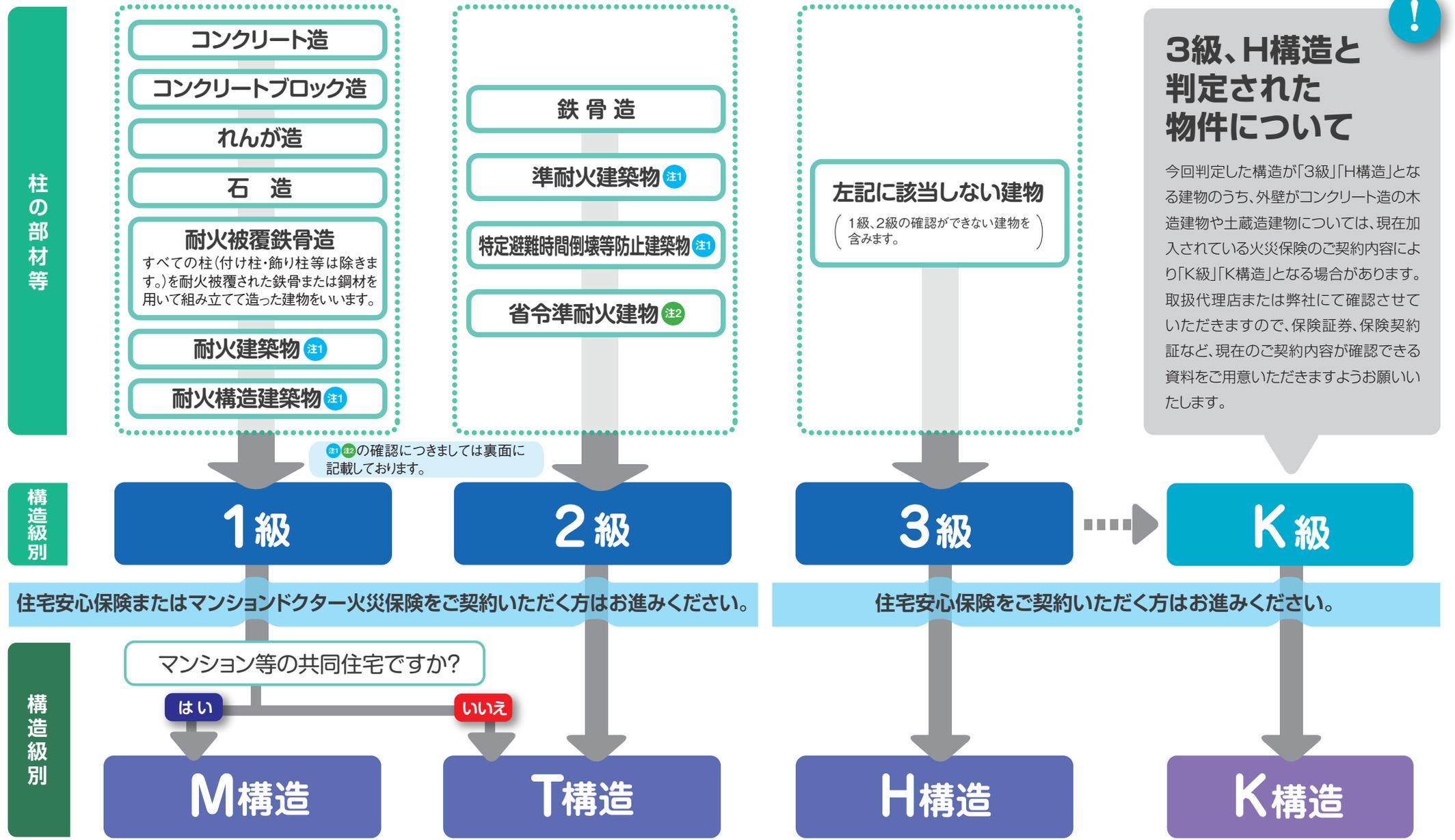
弊社継続契約以外のご契約につきましては、耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物・省令準耐火建物となる場合は、確認した資料の写し、またはメーカー・施工業者等の証明書をご提出いただけます。

- *上記注1注2の対象とならない建物で、柱を使用しない工法(ツーバイフォー工法・プレハブ工法等)で建築された建物の場合は、外壁の部材を判定の基準にします。
- *「鉄骨造一部木造」など、柱が複数の部材で建築されている場合は、耐火性能の低い方の部材を火災保険構造判定の基準とします。
- *構造級別の判定はM級、T級、H級の順に行います。

火災保険構造級別判定シート

事業物件・
一般物件
(併用住宅) 用

下記のとおり**建物の柱の部材等**から建物の構造を分類します。
分類した構造は、保険料を決定するための要素の1つとなります。



! 弊社継続契約以外のご契約につきましては、耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物・省令準耐火建築物となる場合は、確認した資料の写し、またはメーカー・施工業者等の証明書をご提出いただけます。

*上記^{注1}^{注2}の対象とならない建物で、柱を使用しない工法(ツーバイフォー工法・プレハブ工法等)で建築された建物の場合は、外壁の部材を判定の基準にします。

*「鉄骨造一部木造」など、柱が複数の部材で建築されている場合は、耐火性能の低い方の部材を火災保険構造判定の基準とします。

*構造級別の判定は1級、2級、3級の順に行います。